

平成26年度 第4回香取市農業委員会総会議事録

平成26年7月22日

平成26年7月22日(火)香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第7 報告第2号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について
日程第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は41名で、その氏名は下記のとおり

2番	坂本弘	3番	内山勝己
4番	今泉憲一	5番	伊能隆男
6番	菅谷樹雄	7番	石橋新一郎
8番	玉造和男	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	塙武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅
23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹

31番	高	木	哲	吉	32番	栗	林	利	男
33番	菅	谷		晁	34番	伊	藤		寛
35番	椿		康	弘	36番	本	宮	敏	雄
37番	宮	負	厚	美	38番	菱	木	重	雄
39番	小	倉	新	一	40番	多	田	晃	一
41番	大	須	賀	常	42番	三	橋	和	男
43番	小	林	一	男					

1. 欠席委員2名、その氏名は下記のとおり

1番	伊	藤	太	雄	9番	宮	増	伸	彦
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

1. 事務局職員出席者

事務局長	八	本	栄	男	管理班長	椎	名	正	志
農地班長	高	橋	重	正	主査	伊	能		弘
主査	伊	藤		健	主任主事	小	川	敦	弘

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、41名です。

欠席委員は、1番 伊藤太雄委員、9番 宮増伸彦委員。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成26年度第4回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 次に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 内山勝己委員、40番 多田晃一委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲渡人は経営移譲年金受給のため使用貸借権設定するものです。

整理番号2番、譲受人は農業生産法人の資格取得のため賃借権設定するものです。

整理番号3番、譲渡人は経営移譲年金受給のため使用貸借権設定するものです。

整理番号4番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

整理番号5番、譲受人は母より贈与を受けるため所有権移転するものです。

整理番号6番、譲渡人は経営移譲年金受給のため使用貸借権設定するものです。

整理番号7番、譲受人は農業経営規模拡大を図るため所有権移転するものです。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 それでは、報告いたします。

去る、7月15日、火曜日午後1時30分より市役所4階会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は7件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を申し上げます。

整理番号1番、2番の2件について、議席番号14番 塙委員。

14番塙委員 それでは、調査等を行った結果を説明したいと思います。

この申請は、譲渡人の父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであり、今後とも農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥

当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、2番、この案件につきましては譲受人が農業生産法人の資格を取得するため、代表取締役の父と、農地の賃借権設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたしました。

続けて、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 次に、3番について、20番 佐藤委員。

20番佐藤委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 この申請は、譲受人が自作地に近い耕作利便の申請地を譲り受けるものであります。13ページの「議案第4号 農用地利用集積計画の決定について」整理番号10で借り受ける農地と併せて50アールを超え取得要件を満たしており、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、35番 椿委員。

35番椿委員 この申請は、譲受人が高齢の母から申請地を贈与により、譲り受けるものであり、今後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、38番 菱木委員。

38番菱木委員 この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 譲渡人は、佐倉の方へ住居を移してしまい耕作不能となって、隣地の譲受人

に譲渡するものであり所有権移転であります。また、譲受人は現在も田んぼを専業で耕作従事いたしておりますので、今後も良好な維持管理ができるものと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。
議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、共同住宅用地とのことであります。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、進入路用地とのことであります。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号3番、専用住宅用地とのことであります。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号4番、太陽光発電設備用地とのことであります。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

なお、農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えられます。

以上でございます。よろしくご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

3 1番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、案件は4件であります。

整理番号1番については、現地調査を行いました。

審査結果について報告いたします。

整理番号1番については、立地条件も良く実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 申請者は、生活環境が良く需要が見込めるため申請地に共同住宅を建築することのことです。

用水は水道、汚水雑排水は下水、雨水は宅地内処理をすることのことです。

周辺農地は自己所有のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、2番について、21番 林委員。

2 1番林委員 整理番号2について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇の〇〇〇〇の信号を直進して、〇〇メートル位行った所の〇〇の〇〇〇〇の駐車場の裏に出入り口があった方がいいなというような申請であります。私が行って、巻尺を持って、なおかつ大きい車を持って行って実際に試しました。旧山田の方に昔の農道を出るのには、やっぱり拡幅した方がいいということで90㎡ちょっとなら差し支えないんじゃないかということで、資金計画・造成計画も適切であると、先ほども良く見てきました。であるからにして、この申請は特に問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、3番について、25番 大坂委員。

25番大坂委員 場所は、〇〇〇〇方面に向かいます、〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇メートル位先の左側です。

現在の住宅は老朽化しており、〇〇に面し交通量が多く、大型車両が通過するたびに住宅が揺れ、環境が悪いため、新たに住宅を建築することです。

用水は水道、汚水は汲み取り、雑排水・雨水は宅地内処理とのこと。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、4番について、35番 椿委員。

35番椿委員 まず、場所ですが〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇方面へ向かいますと、〇〇〇〇が右側にあります。そこが私の地区なんです、そこを〇〇に入りまして約〇〇キロ位行きますと、〇〇〇〇地区という〇〇の地区なんです、申請人は会社員でありまして耕作をしていないため、収入の安定を図るために太陽光発電を行うとのこと。

雨水は宅地内浸透とのこと。隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第4条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、転用を伴う所有権移転で、太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号2番、転用を伴う所有権移転で、専用住宅用地とのことであります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。

整理番号3番、転用を伴う使用貸借権設定で、専用住宅用地とのことであります。

申請地は、都市計画用途区域内第1種住居地域内にある小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

整理番号4番、転用を伴う所有権移転で、専用住宅用地とのことであります。

申請地は、第1種農地ではありますが例外規定施行規則第33条1項の第4号に「住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと判断されます。

整理番号5番、転用を伴う所有権移転で、共同住宅用地であります。

申請地は、都市計画用途区域内第1種住居地域内にある小集団の生産性の低い農地であり、第3種農地と判断されます。

以上のことから、1番から5番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議の方をお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第2班班長 高木哲吉委員。

31番高木委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は5件であります。

このうち、整理番号1番、5番については、現地調査を行いました。

審査結果について、報告いたします。

整理番号1番、5番については、立地条件も良く実効性等問題はないとの意見でありました。

また、他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、4番 今泉委員。

4番今泉委員 場所は、〇〇〇〇、〇〇〇〇方面、〇〇〇〇へ〇〇メートル位の場所でございます。

譲受人は、清掃業不動産業を営んでおり、経営の安定を図るため太陽光発電を行うこととなったとのことです。

雨水は宅地内浸透とのことで、隣接農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長 次に、2番について、11番 林委員。

11番林委員 この場所ですが、先ほど〇〇がありました〇〇〇〇方面への道路に接しまして、〇〇より〇〇方面へ〇〇キロほど行った所にあります。道よりは〇〇メートルほど奥の山際になります。その場所にあります。

譲受人の住居は、先の東日本震災によりまして被害を受け、建て替えを考えましたが、地盤が弱いため、申請地へ住宅を建築するとのことです。

用水は井戸、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流するとのことです。

隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に、3番について、23番 栗田委員。

23番栗田委員 申請書類及び現地調査を行った結果、この申請地は小見川市街地に通ずる〇

○近く○○○○の近くでもあり○○○○の裏側に位置します。周辺は住宅地で、地目田、現況畑の申請地でございます。

譲受人は、現在アパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となったため住宅を建築するとのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は下水にて処理するとのことであります。隣接農地所有者へ説明も行われており、資金計画・造成計画についても適切であると思われま。このことからこの申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、4番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 場所ですが、○○○○を○○○○の方へ向かい○○にある○○○○の所を左に入って右奥にあります。

譲受人は、現在妻と子供2人の4人で住んでおりますが、先だつての東日本大震災で一部損壊し、また子供が中学校に入学するのに家が手狭になってきたため専用住宅を建築するとのことです。

また、専用住宅の他にカーポートも設置する予定です。

用水は水道、汚水・雑排水は隣接地の父母の合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流するとのことです。隣接農地所有者への説明もしてあり、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、5番について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 場所は、○○○○の丁度南側、畑少し挟んでの南側です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地は生活環境がよく立地条件がよいため共同住宅を建築するとのことです。

用水は水道、汚水・雑排水は下水にて処理するとのことです。隣接農地所有者への説明もしており問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成26年度第4次農用地利用集積計画、1番から10番までの設定であります。

所有権移転、2件、1,965㎡、そのうち田が839㎡、畑が1,126㎡であります。

使用貸借権の設定、新規1件、1,984㎡で、これは畑であります。

賃借権の設定、新規3件、4,261㎡で、そのうち田が4,053㎡、畑が208㎡であります。

賃借権の再設定、4件、16,133㎡、そのうち田が5,211㎡、畑が10,922㎡であります。

以上、10件の第4次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

この場所については、〇〇〇〇〇〇方面に行きまして、旧小見川の〇〇地先の〇〇〇〇に〇〇〇〇があります。その先、左に位置する土地であります。

この土地は、平成21年11月16日付で転用を伴う所有権移転で、資材置場用地として農地法第5条の許可を取りましたが、日照時間がこの土地は少なく上下水道設備の完備が悪いのと裏面に〇〇〇〇が通っていきまして、その土留め工事に多大な費用がかかるということで断念したとのことでございます。

よろしく、お願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号から報告第4号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、3件であります。

報告第2号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政

届出は、1件です。

報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、1件であります。

報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。平成26年7月22日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、2件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時37分